

津和野町商工会会員の皆様

津和野町商工会
島根県商工会連合会

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

島根県より令和3年8月30日現在、県民の皆様あてに別途、要請が出ておりますが、津和野町商工会としましても、県・県連の方針に準じ、以下のとおり対応いただきたくお願い申し上げます。（県の要請内容については、県・町のHP等で確認ください。）

【要請期間】 ～令和3年9月30日（木）

1. 都道府県をまたぐ移動

- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控える。
- ・ 上記以外の県との往来についても控える。（通勤、買物等の生活圏域に属する山口県の一部の地域は、県内と同様に取り扱う。（※参照））
- ・ 県外出張などについては、延期できないか、リモートで代替できないか再検討する。
- ・ 県外から人を招くことになる仕事についても、延期できないか、リモートで代替できないか再検討する。
- ・ 必要となる仕事等で県外への往来をする場合、感染予防対策を徹底する。
- ・ 下記地域を訪問、又は下記地域から家族等が帰省される場合は、あらかじめ事業所責任者に相談する。その結果、相当期間（1週間から2週間）の在宅勤務も想定いただきたい。

	地 区 名 （注）県からの要請に応じて随時更新
緊急事態措置を実施すべき区域	北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県
まん延防止等重点措置を実施すべき区域	福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
上記以外	往来を控えること （※）ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、感染予防対策を徹底すること。

2. 基本的な感染対策の徹底

感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスク

なしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組む。

3. 職場等での健康管理

ワクチン接種後もマスクの着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること。

発熱や風邪等の症状がある場合、仕事は休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又は「[健康相談コールセンター](#)」に連絡のうえ、医療機関をできるだけ早く受診する。

所属長は、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底する。

4. 飲食店の利用

感染拡大防止対策が徹底された店舗を利用していただくことを前提として、次の内容に注意。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続きノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも控える。
- (2) 飲食の際の人数を、4人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控える。
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とする。
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き
 - ・ 県外での利用を控える
 - ・ 県内でも、県外の方との利用を控える
- (5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底して、これらのルールを守る。

*ただし、いずれの事項も、生活（通勤、買物等）圏域に属する山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。

5. 十分な換気の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行う。

島根県：県民のみなさまへ

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/kenmin.html